

# 地方公共団体における 多様な入札契約方式の活用状況

国土交通省 不動産・建設経済局 建設業課 入札制度企画指導室 こやま ゆう  
小山 祐

## 1. はじめに

近年、建設業の担い手の減少、新規事業からメンテナンス分野への市場の拡大、また頻発する災害や技術的難易度の高い工事への対応やICTの活用による生産性の向上等、公共事業を取り巻く環境や発注者に求められるニーズは刻々と変化するとともに多様化している。また、我が国の建設業界の潜在的な技術力は高い水準にあることから、公共工事の品質確保を促進するためには、民間企業が有する高い技術力を有効に活用することも必要である。

公共工事の品質確保のためには、発注者が、公共工事の品質確保における担い手の中長期的な育成および確保に配慮しつつ、公共工事の性格や地域の実情等に応じた入札契約方式を適切に選択することにより、発注者としての責任を果たしていくことが必要であり、これらは地方公共団体を含めた全ての公共発注者が取り組むべき課題である。

## 2. 多様な入札契約方式の位置付け

価格競争になじまない公共事業の増加や、入札契約の段階で民間のノウハウを活用する必要性な

ど、多様な入札契約方式による対応が不可欠となりつつある中、平成26年には公共工事の品質確保の促進に関する法律が一部改正され、公共発注者は、一般競争入札による価格競争を原則とする従来の入札契約方式だけでなく、多様な入札契約方式の中から適切な方法を選択または組み合わせることが可能となった(図-1)。

## 3. 地方公共団体の入札契約制度を取り巻く課題

公共事業を円滑に推進するためには、その特性に応じて課題を解決するために必要なタイミングで導入できる入札契約方式を構築し、関係者間の役割とリスクの分担を契約図書として準備し、事業推進を図る体制や仕組みづくりを行うことが必要となる。しかし、全国の地方公共団体に目を向けると、技術職員の減少や大規模事業へのノウハウ不足等の要因により、変化する事業ニーズへの対応に当たって必ずしも十分な体制でない状況が見受けられる。

特に、小規模な市町村など地域の公共発注者では、発注量は相対的に少ないものの、職員の体制上の制約もあり、都道府県等に比べて技術職員1人あたりの発注件数が多く、事務負担が大きいといえる(図-2)。

工事調達の場合



※1 Early Contractor Involvement の略 ※2 Construction Management の略 ※3 Public Private Partnership の略

図-1 多様な入札契約方式による工事調達の例

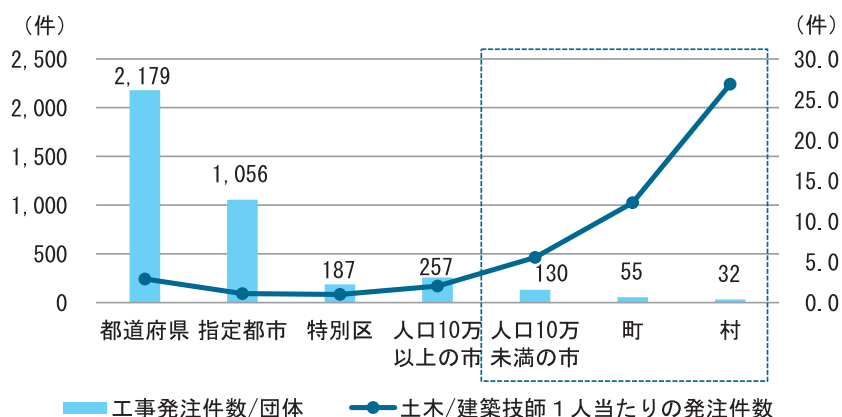


図-2 地方公共団体の工事発注件数

(出典) 令和3年度入契調査(国土交通省, 総務省), 令和3年地方公共団体定員管理調査(総務省)

#### 4. 地方公共団体における多様な入札契約方式の活用状況

国土交通省では、全公共発注者を対象に毎年度実施している「入札契約適正化法に基づく実施状況調査(入契調査)」の結果を基に、地方公共団体における多様な入札契約方式の活用状況を取りまとめて公表している。本稿では、公表資料の概要を紹介する([https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo13\\_hh\\_000001\\_00103.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00103.html))。

工事発注における競争参加者の設定方法および

総合評価方式の活用割合(発注件数ベース)について図-3に示す。都道府県・指定都市では一般競争入札の活用割合が54%、指名競争入札の活用割合が41%、随意契約の活用割合が5%であるのに対し、人口10万未満の市区町村では一般競争入札の活用割合が26%、指名競争入札の活用割合が64%、随意契約の活用割合が10%となっている。

また、総合評価方式については、都道府県・指定都市では一般競争入札で発注した工事のうち39%が総合評価落札方式を活用しているのに対し、人口10万未満の市区町村では4%となっている。

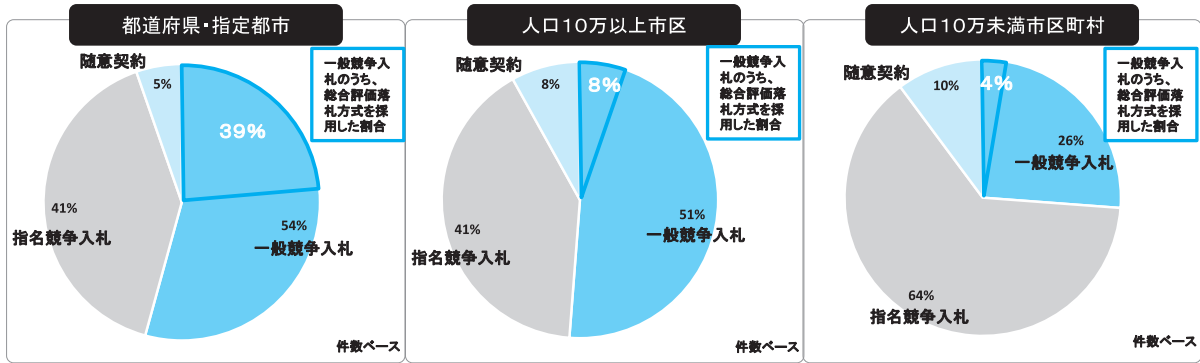


図-3 令和2年度 工事発注における競争参加者の設定方法および総合評価方式の活用割合（発注件数ベース）

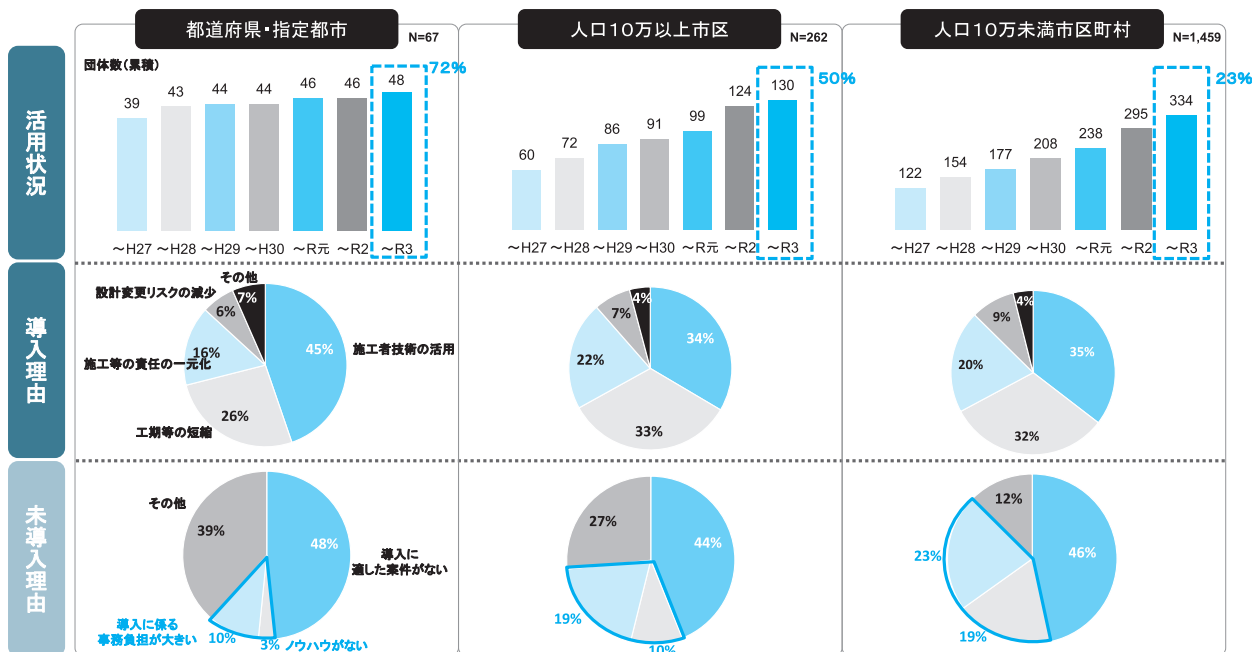


図-4 設計・施工一括発注方式の活用状況等

次に、設計・施工一括発注方式の活用状況等について、図-4に示す。都道府県・指定都市では72%の団体で設計・施工一括発注方式が活用されているのに対し、人口10万未満の市区町村では23%となっている。

また、設計・施工一括発注方式を導入していない理由として、いずれの団体規模においても約半数の団体で導入に適した案件がないとする一方、導入に係る事務負担が大きい、ノウハウがないといった回答をする団体も一定数おり、特に人口10万未満の市区町村では約4割を占めている。

これらから、特に小規模な市町村など地域の公共発注者では、入札契約の方法が画一的な運用になりがちであり、民間の技術やノウハウを必ずし

も最大限活用できていない、地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に必ずしも十分な対応ができていない、などの課題に直面しながらも、職員の体制上の問題やノウハウ不足を理由に多様な入札契約方式の活用に至らない現状があると考えられる。

## 5. 入札契約改善推進事業の支援状況

国土交通省では、地方公共団体における多様な入札契約方式の導入・活用を促進するため、平成26年度から「入札契約改善推進事業（モデル事業）」（平成29年度までは「多様な入札契約方式

モデル事業」として実施)により、地方公共団体が抱える入札契約制度の課題に対して支援を行ってきた(表-1)。

具体的には、応募のあった地方公共団体に対して、国土交通省が専門的知見を有する支援事業者を派遣し、事業における課題の抽出や入札契約方式の比較、あるいは採用する入札契約方式等において必要となる諸手続きの支援等を行うことによ

り、入札契約制度の改善を推進し、それらの成果を他の地方公共団体に展開することを目的として実施してきた。

令和3年度は、岡山県内における入札契約改善推進事業を行い、岡山県内の全市町村(27団体)が参画し、入札契約制度の適正化に向けた取組の支援を行った。

支援のポイントとしては、①入札契約適正化の

表-1 入札契約改善推進事業による支援事業の一覧

年度	自治体名	事業名	提案した入札契約方式					
			設計・施工				CM方式	その他
			分離		一括方式			
			-	技術協力	DB	D+B		
H26年度	大仙市(秋田県)	除雪業務						地域維持型方式
	宮城県	除雪業務						地域維持型方式
	相模原市(神奈川県)	下水道管敷設事業			●			総合評価方式(高度技術提案型)
	新城市(愛知県)	新城市庁舎建設事業		●				
	大阪府	施設の軽微な補修事業						補修工事マニュアル、標準仕様
H27年度	水戸市(茨城県)	体育館建設事業		●			●	
	四日市市(三重県)	体育館建設事業		●			●	
	清瀬市(東京都)	新庁舎建設事業	●				●	
	府中市(東京都)	新庁舎建設事業	●				●	
	島田市(静岡県)	新病院建設事業	●				●	
H28年度	小田原市(神奈川県)	市民ホール建設事業				●	●	
	野洲市(滋賀県)	病院建設事業	●					
	中土佐町(高知県)	新庁舎等建設事業	●					
	高松市(香川県)	給食センター建設事業		●				
	善通寺市(香川県)	新庁舎建設事業	●		●		●	
H29年度	板橋区(東京都)	小中学校等空調設備一斉更新事業						維持管理/機器支給/コストオン方式
	上田市(長野県)	庁舎改修・改築事業		●	●		●	
	桜井市(奈良県)	新庁舎建設事業				●	●	
	徳島県・美波町(徳島県) ※共同申請	大規模災害を想定した復旧・復興事前検討事業						各段階における入札契約方式の備え
H30年度	愛川町(神奈川県)	施工時期等の平準化検討事業 地域の担い手確保対策検討事業						平準化施策、地域企業育成型発注
	むつ市(青森県)	道路除排雪に係る改善検討事業						
	四万十市(高知県)	文化複合施設整備事業	●					
	横須賀市(神奈川県)	こども園整備事業	●					
H31年度	調布市(東京都)	施工時期等の平準化事業						平準化施策
	渋谷区(東京都)	猿楽橋架替に伴う擁壁等更新事業		●			●	
	四日市市(三重県)	近鉄四日市駅周辺等整備事業		●				
R2年度	入善町(富山県)	海洋深層水取水設備整備事業				●	●	
R3年度	岡山県	公共工事入札契約勉強会						県内市町村参加による勉強会の開催
	葛城市(奈良県)	入札契約適正化の検討						入札契約適正化全般の改善検討

取組に関する情報・ノウハウの不足，②団体ごとの取組状況，課題や意欲に差異，③参加する全市町村で着実に取組の改善を進めるための改善目標の定量的な把握，を念頭に置いた上で支援を開始した。

具体的な支援の流れとしては、まず、岡山県内の全市町村が参加する勉強会を開催した。入札契約適正化の総論（入札契約適正化の必要性など）から各論（ダンピング対策，施工時期の平準化など）について，4回に分けて各取組の必要性を説明するとともに，国土交通省直轄工事の取組や他団体の事例も交えながら市町村担当者への意義浸透を図った（図-5）。

続いて，国土交通省であらかじめ重点取組14項目（図-6）を設定し，岡山県内の全市町村における取組状況を見える化した上で，周辺市町村

とも比較できるような形にした。市町村によって発注者体制や抱えている課題が異なることから，市町村ごとに取組の優先順位を設定してもらった上で入札契約制度の改善に向けたロードマップの作成を行ってもらい，いつまでに何を行うのかの中長期的な目標を立ててもらうことにより，改善目標の定量的な把握を行うことにした。

岡山県内の全市町村が掲げた重点取組14項目の改善目標を図-7に示す。本事業開始時点では，市町村平均で約5割の実施率であったものが，令和6年度末時点では約8割の実施率が目標とされ，約3割の改善が図られることになった。

本事業後の取組としては，市町村での各年度のロードマップによる改善に向けた実践を行い，岡山県との連携や国への相談窓口の活用を図り，目標達成に向けた継続した取組が必要になる。ま

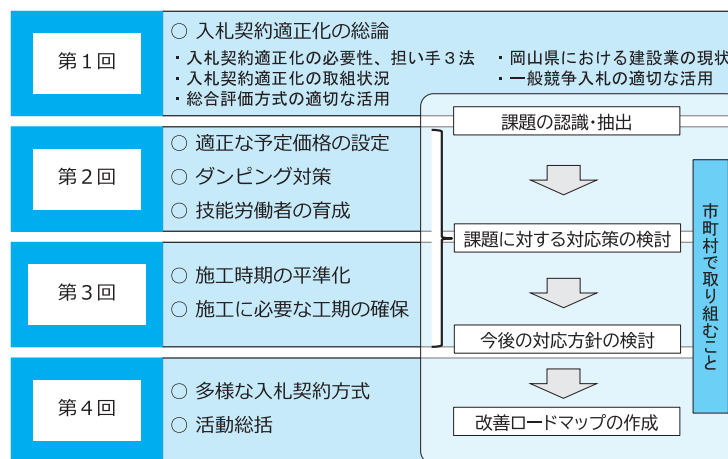


図-5 支援の流れ（勉強会を通じた改善）

重点取組14項目（国であらかじめ設定）	
① 一般競争入札の活用	⑧ 設計変更ガイドラインの策定
② 総合評価落札方式の活用	⑨ 法定福利費の適切な計上
③ 低入札価格調査制度(算定式)	⑩ 週休2日モデル工事の実施
④ 低入札価格調査制度(公表時期)	⑪ 下請による社会保険等未加入業者の排除
⑤ 最低制限価格制度(算定式)	⑫ 第三者機関等の設置
⑥ 最低制限価格制度(公表時期)	⑬ 義務付け事項の実施
⑦ 予定価格の公表時期	⑭ 中間前金払制度の導入

図-6 重点取組14項目

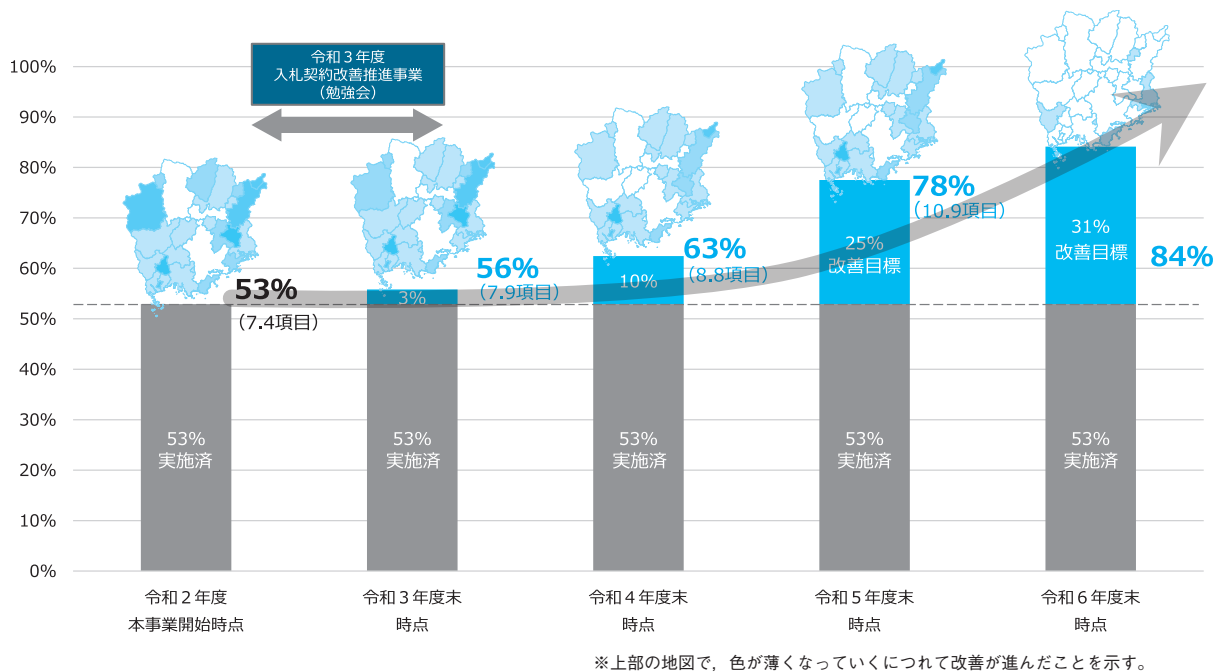


図-7 岡山県内の全市町村が掲げた改善目標

た、市町村全体の改善状況の可視化・共有を行うことにより、岡山県公契連（公共工事契約制度運用連絡協議会）や岡山地域発注者協議会を通じたフォローアップを図り、岡山県内市町村全体の入札契約制度の改善につながることを期待されるところである。

## 6. おわりに

多様な入札契約方式は、発注者の体制や責務を踏まえながら、工事の性格や地域の実情等に応じ

適切に選択・組み合わせを行うことで、建設産業の構造的な問題の解決や、事業の課題解決につながる可能性を有する、全ての発注者が把握しておくべき支援ツールであるといえる。

今後、十分に技術職員を抱える地方公共団体においては、良質な市民サービスを提供するための工事調達の実施方法の一つとして、多様な入札契約方式のさらなる展開がなされることを期待するとともに、体制構築が困難な地方公共団体においては、モデル事業の支援事業者のような民間のプロのアドバイスを活用することも一つの方策であることを提言して本稿を締めくくる。